

福井県立大学人を対象とする研究等における人権擁護・倫理委員会規程

平成19年4月1日

公立大学法人福井県立大学規程第75号

(設置)

第1条 公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第8条第1項に規定する委員会として、研究等における人権擁護に係る倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、公立大学法人福井県立大学人を対象とする研究倫理規程（令和5年公立大学法人福井県立大学規程第3号）により行われる人を対象とする研究の研究計画等を審査すること、および研究における人権擁護に関する倫理のあり方、方法に係る基本的事項について審議することを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、研究対象の特性により、「人を対象とする人文・社会科学系研究部会」と「人を対象とする生命科学・医学系研究部会」によって構成する。

(組織)

第4条 委員会は、次の者でもって組織する。

(1) 副学長（総括） 1名

人を対象とする人文・社会科学系研究部会
(2) 学術教養センターの教員 1名
(3) 経済学部教員の教員 1名
(4) 看護福祉学部社会福祉学科の教員 1名
(5) 福井県立大学以外の有識者 1名
(6) その他部会長が必要と認めた者 若干名
人を対象とする生命科学・医学系研究部会
(7) 看護福祉学部の教員 2名
(8) 学術教養センターまたは経済学部の教員 1名
(9) 生物資源学部または海洋生物資源学部の教員 1名
(10) 一般の立場から意見を述べられる者 1名
(11) 福井県立大学以外の有識者 1名
(12) その他部会長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号の委員は学長が任命する。

3 第1項第2号から第4号まで、第7号から第9号の委員は、各学部長または学術教養センター長の推薦に基づき学長が任命する。ただし、各部会の委員の兼任は妨げない。

4 第1項第5号、および第10号から第11号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号の委員の任期は、その職の期間とする。

2 前条第1項第2号から第5号まで、第7号から第11号までの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長および部会長)

第6条 委員会に委員長、副委員長および部会長を置き、委員長は第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 副委員長は、部会長でもって充てる。
- 3 部会長は、部会の委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、必要に応じて両部会を招集した委員会を開催することができる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

(部会)

第8条 部会は、委員長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、部会の委員の3分の2以上の出席で成立するものとする。
- 3 部会長は、審査経過および判定等の審査結果を委員長に報告し、承認を得るものとする。

(審査の基準)

第9条 審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次の各号に掲げる規程等によるものとする。

- (1) 公立大学法人福井県立大学研究倫理規範
- (2) 公立大学法人福井県立大学人を対象とする研究倫理規程
- (3) 部会における研究倫理審査規準(ガイドライン)
- (4) 関連する法令、所轄官庁の指針等

(審査の申請)

第10条 審査を申請する者(以下「申請者」という)は、本学の教員、学部生、大学院生等とする。

- 2 申請者は、研究倫理審査申請書(様式第1号)により、委員長に申請する。ただし、学部生、大学院生が申請するにあたっては、指導教員の署名を必要とする。
- 3 申請は決められた期日に申請するものとする。
- 4 委員長は、研究倫理審査申請書を受理したときは、速やかに部会にその審査を付託しなければならない。

(審査方法)

第11条 部会は、前条第4項により付託された申請について、速やかに審査を行わなければならない。

- 2 審査の結論は、各部会で決定した合意方法によるものとする。
- 3 部会は、会議に申請者の出席を求め、研究計画等について説明を求め、または意見を聴くことができる。
- 4 委員は、自らが研究代表者、共同研究者または研究協力者となる研究に係る審査に加わることはできない。
- 5 委員は、自らが研究上の利害関係にある研究に係る審査に加わることはできない。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、説明をさせ、または意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、適当と判断される場合には、書面による審査をもって会議に代えることができる。

8 審査結果は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 研究等計画変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 審査対象外（非該当）

9 部会長は前項の審査結果を研究倫理審査結果報告書（様式第2号）により、委員長に答申するものとする。

（審査結果の通知）

第12条 委員長は、部会長から答申を受けた前条第8項の審査結果について、倫理審査結果通知書（様式第3号または様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

2 審査における少数意見を併記するとともに、前条第8項第2号から第5号の場合にあっては、その理由を付記するものとする。

（再審査請求）

第13条 第11条第8項第3号の変更の勧告を受けた申請者は、勧告された事項について変更の上、再審査を求めることができる。

（疑義の申立等）

第14条 申請者は、審査結果に疑義がある場合、理由を付して委員長に対して再審査を求めることができる。

2 委員長は、再審査の請求があった場合、部会に再審査を指示し、その再審査結果を踏まえて疑義申立に係る回答書を申請者に交付するものとする。

（審査結果の公開）

第15条 部会の審査の経過、結果は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに支障が生ずるおそれがある場合は、部会の決定により非公開とすることができる。

- (1) 研究対象者の人権
- (2) 研究等の独創性
- (3) 知的財産権の保護
- (4) 競争上の地位の保全

（守秘義務）

第16条 委員は、個人のプライバシー保護に留意し、前条に基づき公開された情報を除き、審査の過程で知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（記録の保存）

第17条 部会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、5年間とする。

- 2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と部会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。
- 3 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。
- 4 記録、保存または廃棄の手続は「公立大学法人福井県立大学文書規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第55号）」に準ずる。

(不正行為に関する通報等)

第 18 条 研究活動における不正行為の通報、調査、対応、防止に関しては、「公立大学法人福井県立大学 研究活動上の不正行為の防止および対応に関する取扱規程（平成 27 年公立大学法人福井県立大学規程第 2 号）」に基づいて対応するものとする。

(庶務)

第 19 条 委員会の庶務は、連携・研究課において行う。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、委員会、教育研究審議会の議を経て、公立大学法人福井県立大学理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。